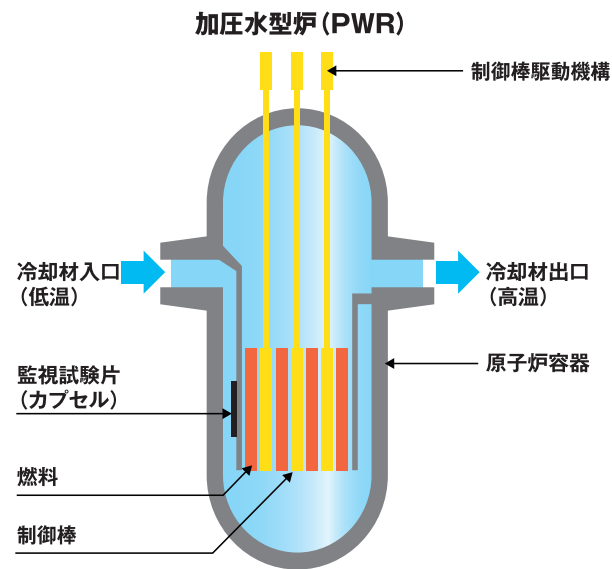


Q5 原子炉圧力容器の劣化などの評価は十分行われているのでしょうか？

A たとえば原子炉圧力容器の中性子照射脆化の評価を行うために、炉内に運転当初から原子炉圧力容器の母材および溶接金属でできた監視試験片を入れてあります。電力会社は定期的にこの監視試験片を取り出し、衝撃を当てるなどの試験をおこなっています。しかし監視試験片は運転期間40年を前提としているため、もし40年以上運転し続けると監視試験片が足りなくなります。運転開始後48年経過している高浜原発1号機（福井県）において、関西電力は、取り出しを4回しか行っていませんが、最近、1回の検査で「母材」もしくは「溶接金属」の試験片のどちらか一方しか取り出さず、どちらかしか試験を行ってなかったことが明らかになりました。



Q6 原子力規制委員会が審査を行えば、安全は確保できるのではないのでしょうか？

A 老朽化に関する原子力規制委員会の審査は電力会社の申請に基づくものです。実態は、確認すべきデータを確認しなかったり、事業者の甘い評価をうのみにしていたりと、問題が多いものです。たとえば、前述の高浜原発1号機の原子炉容器

の劣化を評価するための監視試験片に関して、原子力規制委員会は、元データを確認していなかったことが明らかになりました（老朽原発40年廃炉訴訟、名古屋地裁、2016～）。また、前述の母材と溶接金属を交互にしか取り出さない関西電力の手抜き検査についても容認してしまっています。



FoE Japan の YouTube 動画がみられます！



- 制度がどう変えられようとしているのか？
- 老朽した原発がなぜ危険なのか？
- 井野博満さん（東京大学名誉教授、金属材料学専門）のインタビュー
- 2012年当時の国会審議の様様（当時の環境大臣の細野豪志氏の国会答弁など）フルバージョン：8分22秒

Q&A

原発の運転期間の延長、ホントにいいの？

Q1 政府はどのような改正を行おうとしているのでしょうか？

A 現在、老朽化した原発の安全確保のために、原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法には2つの仕組みが盛り込まれています。

1つめは原発の運転期間を原則40年とするルール、原子力規制委員会の審査を合格した場合、1回に限り20年延長できます。2つめは、30年を超えた原発について10年ごとに審査を行うルールです。

現在提案されているのは、この1つ目の運転期間に関するルールを、「原子炉等規制法」から削除し、経済産業省が所管する「電気事

業法」に移し、停止期間を除外できるようにする規定を盛り込むというものです。除外できるのは、東日本大震災発生後の新規規制基準制定による審査やその準備期間、裁判所による仮処分命令その他事業者が予見しがたい事由によって生じた運転停止期間などとしています。

「電気事業法」に移すことにより、原子力を規制する立場の原子力規制委員会ではなく、原子力を利用する立場の経済産業省が、原発の運転期間に関する決定権をもつこととなります。

